

# 上野流フェミニズム社会学の落とし穴

——上野—吉見論争とその後を振り返る——

金 富 子

## 目 次

はじめに

1. 上野—吉見論争を振り返る
2. 『帝国の慰安婦』に道を開いた『ナショナリズムとジェンダー』
3. 上野氏の「モデル被害者」論の落とし穴
4. 『帝国の慰安婦』をめぐる上野—吉見論争—— 3・28研究集会を中心に  
おわりに

## はじめに

20年前の1997年9月、日本の戦争責任資料センター主催で「ナショナリズムと『慰安婦』問題」と題するシンポジウムが開かれた。パネル1では、日本軍「慰安婦」問題と歴史学をめぐる、上野千鶴子氏が「ジェンダー史と歴史学の方法」（1998b）、吉見義明氏が「『慰安婦』問題と近現代史の視点」（1998a）と題する報告を行った。パネル2では、徐京植氏が「民族差別と『危険なナショナリズム』の危機」、高橋哲哉氏が「責任とは何だろうか」を報告した。当時大学院生だった筆者は、西野瑠美子氏とともにコーディネーターをつとめ、その後のパネル・ディスカッションにも加わった。1年後の1998年、ディスカッションを含めたシンポジウム全記録と「論争、その後」は、日本の戦争責任資料センター編『シンポジウム ナ

シヨナリズムと「慰安婦」問題』として出版された。また同年に上野氏は、「慰安婦」問題への見解を全面展開した『ナショナリズムとジェンダー』を上梓した。

このうち前者の「論争、その後」には、上野氏の吉見氏への応答（上野 1998c）、吉見氏の上野氏への反論（吉見 1998b）が掲載された。吉見氏の反論は、「慰安婦」問題に対する「上野氏の誤解・歪曲」（吉見 1998b, 124頁）、さらに実証史学への「不当な論難」に対して「上野流フェミニズム社会学」（同, 131頁）と名づけて、痛烈に批判するものだった（本稿の題名もここに由来する）。上野輝将は、この論争を「上野—吉見論争」と名づけ、歴史学の立場から検証した（上野輝将 2005）。本稿もこれにならった。

一方、この論争の背景になった、「慰安婦」問題を否定・歪曲する歴史修正主義は、1997年1月に、「慰安婦」問題の中学歴史教科書からの削除を求める「新しい歴史教科書をつくる会」（以下、「つくる会」）の結成から本格的に始まった。1990年代後半には、その集大成として秦郁彦『慰安婦と戦場の性』（1999年）が出版された。2000年代の小泉政権・安倍政権下では、中学歴史教科書から「慰安婦」に関する記述がなくなった。

2000年代半ばになると、“新しさを装う”歴史修正主義が韓国から現れた。韓国の日本文学研究者である朴裕河氏が「慰安婦」問題を論じた『和解のために』（韓国語版 2005年、日本語版 2006年）、同『帝国の慰安婦』（韓国語版 2013年、日本語版 2014年）がそれである。その特徴は、これまでの歴史修正主義とは違って、この両著がリベラルとされた日本のメディアや知識人から異様に高い評価を受けたことである。とくに『帝国の慰安婦』は、新しさを装いつつ、吉見氏をはじめとするこれまでの「慰安婦」制度研究や証言の蓄積を軽視・無視して、朝鮮人「慰安婦」についての事実誤認を全面展開したため、批判する著作も出版された。また同書が朝鮮人「慰安婦」を日本軍兵士と〈同志的關係〉、「協力者」などと述べた記述に対し

て、2014年6月に韓国「ナムムの家」の被害女性9名が名誉毀損だと訴えて裁判になった（民事・刑事）<sup>1)</sup>。この被害女性の提訴を受けて、2015年11月19日ソウル東部検察庁が韓国版『帝国の慰安婦』の著者である朴裕河氏を名誉毀損の容疑で在宅起訴（刑事）した。これに対して同年11月26日に日米学者ら54人が「朴裕河氏の起訴に対する抗議声明」（以下、54人声明）<sup>2)</sup>を出した。この声明の中心人物として記者会見したのが、上野氏であった。

さらに2016年3月28日、『帝国の慰安婦』への評価をめぐって、擁護派（主体は54人声明署名者）と批判派が一同につどう研究集会が開かれた（以下、3・28研究集会）<sup>3)</sup>。同書への擁護派として上野氏が、批判派には吉見氏が、それぞれ指定発言者として登壇した（筆者は実行委員であり、批判派である）。20年前の上野—吉見論争が、形を変えて2016年に再燃したのである。

筆者は以前に「慰安婦」問題への上野氏の関与のし方を批判したことがある（金 2011, 2013）が、本稿では、まず、上野氏の日本軍「慰安婦」研究・運動への理解について「上野—吉見論争」を振り返ったうえで、次に上野氏の『ナショナリズムとジェンダー』（1998a）の主張が歴史修正主義の跋扈に無力であるばかりか、その新しいバージョンである『帝国の慰安

1) 韓国版は2013年8月に出版されたが、同著に対して2014年6月にナムムの家に住む「慰安婦」被害者9人がソウル地方検察庁に対して名誉棄損で告訴状を提出した（刑事）。翌日、9人がソウル東部地方法院に出版差し止め等の仮処分を申請するとともに、著者と出版社に対し損害賠償の訴訟を提起した（民事）。つまり、①名誉毀損（刑事）、②出版等禁止と被害者らとの接近禁止の仮処分、③名誉毀損による損害賠償（民事）を提訴した。その後の2014年11月に、日本語版が『朝日新聞』系列の朝日新聞出版から出版された。

2) HP「朴裕河氏の起訴に対する抗議声明」（<http://www.ptkks.net>）では、賛同人は68人である（2016/10/15）。

3) HP「研究集会『慰安婦問題』にどう向き合うか—朴裕河氏の論著とその評価を素材に」の集会記録集のPDFデータは、5年間有効で以下からダウンロードできる（<http://www.0328shuukai.net>）。

婦』に道を開いたことを、3・28研究集会での論争もふまえて、ジェンダー史研究の立場から検証していきたい。

## 1. 上野—吉見論争を振り返る

上野—吉見論争は、上野氏が1997年6月に「記憶の政治学」(上野 1997)を発表し、「つくる会」への吉見氏などへの反論に対して、「核心的な問い」を見逃しているなどと主に吉見氏を想定して「実証史学」批判をしたことから本格的に始まった(加筆改稿され、上野 1998aに収録)。同論文をふまえて、前述のように、シンポジウムで吉見氏も反論し、さらに「論争、その後」(上野 1998b, 吉見 1998)として展開した。論点は多岐にわたるが、以下では「慰安婦」問題と歴史学との関係に限定したい。

### シンポジウムでの上野—吉見論争

まず、シンポジウムで上野氏(1998b)は、吉見・鈴木裕子氏は「単純な実証史家」でないが「実証史学の水準」で「つくる会」への論争を引き受けている、しかしポスト構造主義以降の社会科学では研究対象は事実ではなく表象にパラダイム転換したが、日本史学はこの「方法論的な問いを怠ってきたのではないか」(同、23頁)と問題提起し、女性史のパラダイム転換としてのジェンダー・ヒストリーによる歴史学の挑戦として、文書資料中心主義、学問の客観性・中立性神話、オーラルヒストリーの方法論の三つをあげた。さらに「慰安婦」問題が突き付けた思想的な課題として、フェミニズムによる「歴史の再審」、国家を越える個人補償の論理、オーラルヒストリーの挑戦として「自分とは異なる歴史の存在を認める」という意味での「さまざまな歴史、多元的な歴史」を認めることをあげた。この発言の論旨は、上野(1997, 1998a)と同じであった。

これに応答した吉見氏(1998a)は、歴史観・国民観を「つくる会」と共

有しているなどという上野氏の指摘に対して、国民意識・愛国心の育成を目指しナショナリズムと誇りの問題から戦争や戦争犯罪を落とそうとする「つくる会」の歴史観と、「各人がどのような歴史意識を再構成するのか」という判断のための素材を多面的に提供する」（同、36頁）ことを大事にする（吉見氏の）歴史観とでは異なると反論した。また証言について「文書史料中心主義の研究者である」という上野氏の名指しを「拒否」（同、36頁）したうえで、日本現代史では保守的な歴史研究者でも30年以上前から証言を重視してきた、被害者側の証言は慰安所の実態などの解明に使えるが、加害者側の資料や証言もまた「慰安婦」制度への国家関与の立証や被害証言の補強材料として使えるとソフトに反論した。

### シンポジウム後の上野—吉見論争

上野氏はシンポジウム後に書かれた論考（上野 1998c）で、吉見氏などによる歴史修正主義者への反論に対して「愚直な歴史実証主義へと後退した観がある」（同、101頁）などと挑発しながら、実証史学には、(1) 歴史の「事実」は単一であるという前提がある、(2) その「事実」は文書資料、物証、証言などで裏付けが必要という信念がある、(3) 口頭の証言より文書資料、文書資料より物証という序列があるとした。そのうえで、「慰安婦」問題が戦後歴史学につきつけた問いとは、① 視点が「事実」を構築するという認識論の問題、② そのために果たした口頭の証言の価値、③ 「もうひとつの歴史」も「歴史の再審」という意味での「歴史修正主義（リヴィジニズム）」（同、107頁）だと断じた。すなわち、「歴史が『多元的な現実』から成り立っていることを認めることは、ただひとつの『正史』を否定することである。それは鳥瞰的な『神の目』から書かれた『全体史』をも否定する。この立場からは、『科学的』で『客観的』な歴史など存在しない」（同、108頁）というのが、上野氏の立場である。

これに対して吉見氏（1998b）は、これまでのソフトな反論を捨て去り、次のように全面的に批判した。まず吉見氏は、上野氏の3つの論考（1997, 1998a, 1998c）では「慰安婦」問題に対して「初歩的」かつ「大きな誤解・歪曲」をしている、と手厳しく指摘した。すなわち上野氏は、1992年に吉見氏が発見した公文書資料が軍の関与を示すものであって強制連行を明らかにしたものではないという初歩的な事実関係を理解していないばかりか、軍関与と強制連行の区別もできず、さらに強制連行を証明する文書資料が存在していることを知らないことを具体的に明らかにした。上野氏の「慰安婦」制度研究の理解は、歴史修正主義者と同じレベルだということになりはしないか。

なお上野氏の「慰安婦」問題に対する「初歩的」かつ「大きな誤解・歪曲」は、これだけにとどまらない。筆者も、上野氏が河順女、李順徳、朴頭理の元「慰安婦」3人による関釜裁判（釜山「従軍慰安婦」女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件）と、文玉珠氏による軍事郵便貯金裁判とを勘違いしていることを指摘したことがある（金 2011, 第7章, 注32）。上野氏は、裁判や運動についても誤解していたのである。

吉見氏が「大ウソ」「初歩的で重大な誤り」「（上野氏の）文章も全体が間違っている」「事実誤認の集積」などと厳しく指摘し、「（上野氏は）拙著『従軍慰安婦』すらほとんど読んでいないのではなからうか」（1998b, 125頁）と述べたとおり、上野氏が「慰安婦」問題に関する「初歩的」な事実関係、研究成果や運動をどこまで理解しているのか疑わしい。

次に、上野氏による「文書史料至上主義」というレッテル張りに対して、吉見氏は、上野氏は「実証史家」＝文書史料至上主義者・実証主義者の意味で使っているが、自分は実証史家だが、「文書史料至上主義」者ではないと断ったうえで、次のように反論した。

上野氏の言う実証史学の特徴として、前述のとおり、(1)歴史の「事実」

は単一であるという前提、(2)その「事実」は裏付けが必要、しかし(3)口頭の証言より文書資料、文書資料より物証という序列がある、と述べたことに対して、吉見氏は「あまりにひどい断定」であり(1)(3)の立場はとっていない、(2)は「歴史学では当たり前」だと批判した。

すなわち、吉見氏は、(1)に関して「歴史像が文書・記録・証言・物証などによってどれだけ論理的・説得的に構成されているかが問われる」のであって、「同じ対象を取り上げた場合でも歴史像は単一ではないということは、歴史学の『常識』」(129-130頁)だと反論した。

(3)に対しても、「史料の取り扱いについて、このような序列づけをしている歴史研究者がいるとすれば、それだけで失格」「ある史料にどのような価値があるのかは、何を明らかにするかという課題との関係のなかでしか決まらない」のであり、「たとえば、慰安所における強制の実態を解明するという課題からいえば、被害者の証言が極めて重要であることは明らか」(131-132頁)であるとして、上野氏によるオーラルヒストリー軽視批判を「不当な論難」(131頁)と退けた。

この批判を受けて、上野氏(1999)は「吉見さんの深い怒りを買ったことを知り、他の歴史家からも反論され、「わたしの歴史学理解が浅薄なもので、歴史家をもっとまじなことをやっていること、実証史学が文書史料至上主義と同じものではないこと、実証史学といえどもパラダイムによって『多様な歴史』を描き出してきたこと等のご教示を受けた。その点ではわたしの歴史学批判は『わら人形叩き』であったことをお詫びしたい」と自己批判し、自説の一部を撤回したかのようだった。それでも上野氏は、次のように述べることを忘れなかった。半世紀後の「慰安婦」の「証言」が遂行したのは「言説による文脈の作り替え」(上野氏の言うパラダイム転換)であり、それは「言説とそれが妥当性をもつ文脈の転換が同時に起きた」、そのとき歴史の「再審」が起きた、しかしここには「史実」の

真偽性を越えた理論的水準があることに歴史家は十分に自覚的だったとは言えない、と。苦しい言い訳である。

その後は、直接的に対峙しあう形での上野—吉見論争は終わった。

### 上野—吉見論争を振り返って

しかしながら、吉見氏の厳しい指摘を受けて、自ら「浅薄」だと認めた「歴史学理解」に関する自説の一部を撤回したようにみえた上野氏は、10年以上たって刊行した『ナショナリズムとジェンダー 新版』（2012）で、該当部分の誤りを訂正していない。上野氏の著作（1998a, 新版2012）が日本語だけでなく、韓国語（1999, 2014）に翻訳されていることも考えれば、不誠実ではないか。そのため、以下のように、歴史修正主義の「慰安婦」言説および「浅薄」な「歴史学理解」に基づく実証史学や吉見氏に対する深刻な間違い・誤解、レッテル張りが、現在も流通することになった。

上野氏の「慰安婦」問題に対する根本的な勘違いは、第一に、「つくる会」など日本版「歴史修正主義者」が主張している論点は「慰安婦強制連行を裏付ける実証資料がない」が、これは「文書資料中心主義の実証史学の立場をとっている」、第二に「したがって、文書資料至上主義の実証史学の立場から、被害者の証言の信頼性を疑う、ということ」（上野 1998a, 147-148頁）としたうえで、第三に、これらに反論した吉見氏などの歴史研究者を、「つくる会」など歴史修正主義者と同列の「文書資料至上主義者」であり、被害者の証言やオーラルヒストリーの成果を軽視している、と述べたことに端を発する。つまり、上野氏は、歴史修正主義者は実証史学の立場＝「被害者の証言を疑う」文書史料至上主義の実証史学＝吉見氏という決めつけを前提に、吉見氏にターゲットをしばり「実証史学」批判を展開した（逆に言えば、この三段論法的前提がなければ、上野氏の立論は崩壊するので、訂正できないのかもしれない）。

しかし、上野氏の三段論法は、虚構である。第一に、吉見氏が何度も言明してきたように、「慰安婦強制連行を裏付ける実証資料」は「ある」のであり、上野氏の「ない」という前提自体が間違いである。なぜ上野氏は、歴史修正主義者の主張のみを鵜呑みにして疑わず、吉見氏などの研究成果（1995, 1998a）をフォローしなかったのか。上野氏の分析が「二次資料にもとづいて」（上野 1998a, 15頁）いることの限界がここにある。しかもその後も間違いを訂正せず、垂れ流している（上野 2012）が、この影響は少なくない（後述の朴裕河氏の「慰安婦」言説などもこの延長にある）。

第二に、日本版「歴史修正主義者」が上野氏の言う「文書資料至上主義」者だとしても、果たして「実証史学の立場」と言えるほど「文書資料、物証、証言などで裏付け」を行う「実証」をしてきたのか。事態は真逆であった。日本版「歴史修正主義者」は、「慰安婦」問題が「日本の誇り」を傷つけるという一点だけから、学問的手続きを無視して「慰安婦」問題を攻撃してきた。すなわち、彼／彼女らは、実証史学とは真反対の手法を使って、植民地支配などの歴史的な文脈を無視したまま根拠や出典を明確に示さず、あるいは文脈を無視して証言の一部を恣意的に切り取ったりしてまで、被害者の証言や人格だけでなく、吉見氏などの「実証史学」の成果と人格までも暴力的に否定してきたのではないか。上野氏は、歴史修正主義の「慰安婦」言説を「実証史学の立場」などと過剰に持ち上げすぎたのである。

第三に関しては、吉見氏自身が、「（上野氏が）櫻井氏や藤岡信勝氏や小林よしのり氏のような、『二次文献』をつまみぐいしただけの人たちを『実証史家』と同列に持ち上げるのも珍妙」「私をそれと同じ水準だと断定することも納得がいかない」（吉見 1998a, 131頁）と述べたように、吉見氏と歴史修正主義者を同列に扱うこと自体が失礼というものであろう。また先述のように、吉見氏は被害者の証言の重要性を何度も強調している。

このように、上野氏は、文書史料中心主義と実証史学を混同し、歴史学の学問的手続きを無視する歴史修正主義者の「慰安婦」言説を「実証史学の立場」と過大評価した。それは上野氏自身が、史料批判という実証史学の方法論（学問的手続き）を軽視しているからにほかならない。これでは、学問的手続きのずさんさ、誤読・ねつ造も含めて「何でもあり」（歴史相対主義）になってしまい、歴史修正主義に対して無力であるばかりか、加担することにつながりかねない。

実際に、上野氏は、歴史修正主義（この場合は、自由主義史観）の「存在も認めるんですか」という問いを自らに発し、以下のように答えている（上野 2012, 248頁）。

第一に認める・認めないにかかわらず、歴史は反動的な言説が生まれることを一度も阻止できたためしなどないことを証明している。そして第二に、そのような「絶対」を求める言説をも多様な選択肢のひとつに解消していく逆説のなかに、多元主義の未来はある。

「多元主義」の名のもとに、歴史修正主義を放置する見解である。しかし、もっとも深刻な問題は、こうした上野氏の見解が、第一に、歴史修正主義の「慰安婦」言説に傷つき、苦しむ「慰安婦」被害当事者がいることに鈍感であるばかりでなく、彼女らを見殺しにすることだ。性暴力被害者へのセカンドレイプ、外国籍者などへのヘイトスピーチに対して「阻止」できないし「多元主義」なのだから、「言いたい奴には言わせておけ」と言えるのだろうか。第二に、歴史修正主義への吉見氏などのカウンター（反論）や闘いを無効化することにもつながる。上野氏は、ヘイト的な人身攻撃（吉見裁判がまさにこれに当たる）にさらされながら闘っている吉見氏などに対して、背後から石を投げていることになるのではないか。

さらに、こうした上野氏のシニシズムは、日本のフェミニズムやアカデミズムにも一定の影響を与えることで、日本に歴史修正主義をはびこらせる一端を担ったのではないか。

### 上野氏による「歴史の再審」の二重基準

また、上野氏は『ナショナリズムとジェンダー』で、「歴史の再審 historical revisionism」に関して、次のように述べる（1998a, 11）。

歴史とは、「現在における過去の絶えざる再構築」である。……過去は現在の問題関心にしたがって絶えず「再審 revisionism」にさらされている。……時代や見方が変わるにつれ、いくども書き換えられる。わたしは基本的には歴史は書き換えられると思っている。

「歴史の再審」という言葉を使うかどうかはともかく、「歴史は書き換えられる」のは歴史学では当たり前のことである。

上野氏は、歴史学へのジェンダー史からの挑戦などと挑発したが、ジェンダー史だけが「歴史の再審」をしてきたわけではない。元「慰安婦」である金学順さんの証言に「心を打たれ、従軍慰安婦の研究をはじめ」（吉見 1995, 2頁）、被害女性たちの証言や発掘した史料などから、日本軍「慰安婦」問題不在の歴史を書き換えた吉見義明氏の代表的著作『従軍慰安婦』（1995年）こそ、上野氏の言う、男性中心の「正史」に対する「歴史の再審」だったことになろう。むしろ吉見氏の同著が現れるまで、日本人「慰安婦」である城田すず子さんの手記（『マリアの賛歌』1971年）・沖縄の朝鮮人「慰安婦」である裴奉奇さんの存在（1975年）が知られていたにもかかわらず、日本の女性史・ジェンダー史研究者が「歴史の再審」をしてこなかったことが問われるのだ。歴史学から挑戦を受けたのは、女性史・

ジェンダー史の方だったのである（上野氏や筆者も含めて）。

しかし、ここで問題にしたいのは、上野氏が「歴史の再審」という基準を、歴史家・鈴木裕子氏の仕事には当てはめないことである。上野氏は、市川房枝・平塚雷鳥・高群逸枝・山川菊栄など戦前の女性リーダーたちを取り上げ、研究史の整理と検証を行った（1998a I）が、市川や平塚の戦争協力を追及した鈴木裕子氏に対してだけは、次のように厳しい（1998a, 82-83頁）。やや長いが、引用したい。

彼女たち（市川や平塚など一引用者）の「戦争協力」を「誤ち」と断罪するには、二つの条件が必要となる。第一は、「あの戦争」が「誤ち」であるという判断、第二はしたがってその「誤ち」を見抜けなかった「無知」と歴史的「限界」の指摘である。その種の「誤ち」を指摘する視点は、つねに事後的かつ超越的なものにならざるをえない。たとえば鈴木は、市川が「国民化」の罨を見抜けなかった限界、平塚が「天皇制」を理想化した「無知」を批判する。その背後にあるのは、「国民化」や「天皇制」が悪であるという絶対的な視点、言い換えれば戦後のな視点である。／……「国家」の限界と「天皇制」の悪は、歴史によって事後的にのみ宣告されたもので、そのただなかに生きている個人がその「歴史的限界」を乗り越えられなかった、とするのは歴史家としては不当な「断罪」ではないだろうか。鈴木的女性史が数々のすぐれた問題提起に満ちており、女性史に対する重要な貢献をしたことを認めつつも、しばしば「告発」史観と呼ばれるのは、このいわば歴史の真空地帯に足場を置くような超越的な判断基準のせいにほかならない。（下線は引用者）

上野氏は、鈴木氏による市川・平塚への厳しい評価が「歴史の真空地帯

に足場を置くような超越的な判断基準」をもって「事後的かつ超越的」「絶対的な視点，言い換えれば戦後史的な視点」によってなされたのは、「歴史家として不当な『断罪』」と厳しく批判した。

しかしながら，上野氏のいう「歴史の再審」が前述の引用どおり「過去は現在の問題関心にしがたって絶えず『再審 revision』にさらされている」「歴史は書き換えられる」という意味ならば，鈴木氏は，自らの「現在の問題関心にしがたって」，市川・平塚の文章（テキスト）を史料にして，実証的に「歴史の書き換え」をしたにすぎないということになる。換言すれば，鈴木氏は，市川・平塚を女性解放家として評価する（日本女性史の「正史」）に対して，鈴木氏の問題意識と方法論で市川・平塚の戦争協力の事実を明らかにすることによって，「歴史の再審」をしたとも言えるのである。上野氏が，「歴史の再審」をした鈴木氏だけを「告発」史観だとしてやり玉にあげるのは，フェアではない。上野氏の言う「多元主義」を認めないことにつながるのではないか。

その一方で，上野氏は，高群逸枝の女性史研究が使った一次史料にあたって検討した栗原弘氏が，高群が「史料の改竄，意図的な創作」を行ったことを明らかにしたが，栗原氏に対しては「高群を一面的に断罪するのではなく，高群女性史の隠れた志に情理を尽くした理解を示」したことを高く評価している。この「高群女性史の隠れた志」とは，上野氏によれば，「(高群の) 女性史そのものが女性解放」であり，「彼女は戦時下もその著作によって——その方向は問わず——女性たちを励まし続けた」ということだ（1998a, 53頁）。上野氏の栗原氏への評価は，鈴木氏へのそれとは対照的である。「隠れた志」が「女性解放的」である場合は「史料の改竄，意図的な創作」（市川・平塚の場合は戦争協力）があっても，「理解を示」さなければならぬかのようである。しかしながら「隠れた志」が「女性解放的」であったとしても，高群の「史料の改竄，意図的な創作」も，市川・

平塚の戦争協力も、やはり問題にすべきであろう（もちろん歴史的文脈への考察が欠かせない）。

このように、上野氏の言う「歴史の再審」はご都合主義であり、二重基準なのである。上野氏が、鈴木氏には（吉見氏も）厳しいのに栗原氏にはそうではないという「歴史の再審」の基準を決められるのは、上野氏自身が「歴史の真空地帯に足場を置くような超越的な判断基準」、すなわち歴史家を批判した第三者的な審級を、今度は社会学者として自らがしているからではないだろうか。

## 2. 『帝国の慰安婦』に道を開いた『ナショナリズムとジェンダー』

さらにやっかいなのは、上野氏が、「歴史に『事実 fact』も『真実 truth』もない。ただ特定の視覚からの問題化による再構成された『現実 reality』があるだけだ」（上野 1998a, 12頁）、あるいは「自分とは異なる歴史の存在を認める」という意味での「さまざまな歴史、多元的な歴史」（上野 1998b）、「もうひとつの歴史」も「歴史の再審」という意味での「歴史修正主義（リヴィジヨニズム）」（上野 1998c）などと断じたことは、実証的な方法論の軽視と相まって、被害者の証言はねつ造であり日本軍は無罪であるという「特定の視覚からの問題化による再構成」をした日本版「歴史修正主義者」の主張に親和的な主張となっただけでなく、次に述べるように、2000年代後半以降に現れた朴裕河『和解のために』及び『帝国の慰安婦』という“新たな歴史修正主義”に道を開くことになった<sup>4)</sup>。

朴氏のこの二つの著作に対して、筆者も批判（金 2007=2011, 金 2015, 金・板垣 2015）し、とくに『帝国の慰安婦』に対しては鄭栄桓氏（2016）

4) 興味深いことに、朴裕河『和解のために』（2006）の参考文献に、上野氏『ナショナリズムとジェンダー』（1998a）があげられているが、朴裕河『帝国の慰安婦』に上野氏（1998a）はない。

や韓国の知識人による全面的批判（손종업외 2016）も出版された。これらによって、朴氏の著作が、先行研究の誤読、文脈を無視した被害者証言などの恣意的な引用、小説と証言の混同、すなわち学問的手続きがずさんであるばかりか、被害者不在のまま日本軍・政府の責任を免責している点などが厳しく指摘されたので、ここでは具体的な批判は繰り返さない。

強調したいのは、朴裕河『帝国の慰安婦』は、日本軍「慰安婦」制度に対する歴史的事実の解釈では秦郁彦『慰安婦と戦場の性』と「似た理解」（秦氏自身の評価、『週刊文春』2015年5月7・14日号。金2015）を示す一方、被害者像の解釈では上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』と「似た理解」を示していることだ。そもそも上野氏は、朴氏の原著『和解のために』に「解説」を書き、「（朴氏の）議論の多くに同意する」（上野2006, 247頁）と高い評価を与えている。さらに上野氏は、朴裕河氏への刑事起訴や3・28研究集会でも、朴氏および『帝国の慰安婦』の擁護側に立った。

では、朴氏と上野氏のどこが「似た理解」なのか。もちろん「似せた」のは朴氏の方であるが、まず指摘したいのは、両者の論理の類似性である。上野氏が『慰安婦』問題の背景にあるのは、国民国家と帝国主義、植民地支配と人種主義、家父長制と女性差別」（上野1998a, 142頁）と述べ、朴裕河氏は『朝鮮人慰安婦』という存在をつくったのは、家父長制と国家主義と植民地主義」（朴2014, 34頁）と述べている。後者は前者を短縮して順番を変えただけであり、階級の視点がない点でも共通する。

### 3. 上野氏の「モデル被害者」論の落とし穴

次に、モデル被害者論批判としての「無垢な被害者」像を批判することで、「性奴隷否定」につながっている点でも両者は共通している。以下では上野氏が言い出した「モデル被害者」論が、フェミニズム——吉見氏命名による「上野流フェミニズム社会学」だが——の立場からの先駆的な

「性奴隷否定」論になっていることを、朴氏の主張との共通性に注目しながら見て行きたい。

### 「モデル被害者」論と韓国「反日ナショナリズム」への批判

上野氏は、「慰安婦」問題（この場合は朝鮮人「慰安婦」）を語るパラダイムの一つに、「軍隊性奴隷制」パラダイム——性暴力パラダイムがあるとして、この「性奴隷」パラダイムは「女性の人権」「性的自己決定権」概念をつくったフェミニズム運動の成果であると認めつつも、被害者の「任意性」を極力否定しなければならないという強姦裁判とよく似たディレンマにより、「連行時に処女であり、完全にだまされてもしくは暴力で拉致され、逃亡や自殺を図ったが阻止された」という「モデル被害者」像＝「無垢な被害者」像をつくり、ここから逸脱した以下のような「不純な被害者」（上野氏の言葉）が名乗りをあげにくくなる「政治的効果」があると批判した（上野 1998a II, 122-128頁, 以下同じ）。

連行時に、売春の経験があったり、貧困から経済的な誘導に乗せられてそれとうすうす知りながら話に乗ったり、あるいは軍票を貯め込んだり、というケースは、それが限られた選択肢のなかでの彼女たちの必死の生存戦略であったとしても、認められにくくなる（125頁）。

上野氏の言う「政治的効果」の第一は、このパラダイムは「純粋な被害者」と「不純な被害者」との間に境界を持ち込み、「無垢な被害者」像を作りあげることによって、「女性に純潔を要求する家父長制パラダイム」の「予期せぬ共犯者になりかねない」（125頁）、第二は、日本人「慰安婦」と日本人以外の「慰安婦」との分断、第三は「売春婦差別」であり、挺対協の論理にある、とする。

しかしながら韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会（所）編集の『証言集』1～6集を読めばわかることだが、挺対協は上野氏の言う「不純な被害者」を「排除」していないし、隠してもいない。たとえば文玉珠さんは慰安所に二度行ったが、二度目は「だめにされた身体だから」とうすうす承知のうえで（＝上野氏の言う「それとうすうす知りながら話に乗って」）ビルマの慰安所に行き、上野氏の言う「軍票を貯めこんだ」事例である。文さんの証言は、1993年刊行の『証言集』第1集に収録され、同年日本語に翻訳された（韓国挺身隊問題対策協議会1993）。また日本では1996年に森川万智子氏が詳細に構成した文さんの証言も刊行され（文玉珠・森川1996、新装増補版2015）、さらに文さんは日本で軍事郵便貯金裁判も起こしている。上野氏は、なぜ日本でも詳しく公開・紹介された文玉珠さんの証言を無視するのか。『証言集』第1集にも収録された金学順さんの証言でも、「慰安婦」にされる前に妓生学校に行っていたが、隠していない<sup>5)</sup>。

上野氏は、韓国女性運動による「慰安婦」言説を「民族主義的な言説として構築する傾向があった」が、その「民族言説」が「たぶんに性別的な認識を帯びている」という山下英愛氏の指摘を受けながら、次の4点から批判する。上野氏のモデル被害者論批判の根本に関わる部分である。

- (1) 「強制と任意の区別にもとづく娼婦差別」であり、「『モデル被害者』の例に見るように、強制性の強調は、結果として韓国女性の『貞操』の強調につながる」（129頁）。
- (2) 日本人「慰安婦」との「国籍による分断を持ち込む効果」があり、「『軍隊性奴隷』パラダイムは、韓国の反日ナショナリズムのために動員されている」「民族言説もまた家父長制パラダイムの変種である」

---

5) ただし当時の妓生学校に金学順が通ったからといって、歴史修正主義者の強調したい「売春」とは異なるため、妓生学校の歴史的 성격についての注意が必要である。詳しくは宋連玉（2015）。

(130-131頁, 傍点は引用者。以下同じ)。

- (3) 「民族言説」の裏側にもう一つの問題である「対日協力」が隠蔽されるとして「今日の韓国内の民族主義がその表面化を抑制しているが、……根強くくすぶっている」。「(慰安婦)が『売春婦』の汚名をまぬかれ、『戦争犠牲者』であると見なされたとしても、……『対日協力者』として見なされるかもしれない」「(慰安婦) 犯罪の加害責任を問う動きは、犯罪者の訴追を要求しているが、それは韓国内の対日協力問題を暴くことで、いっそうの反日ナショナリズムを強める方向に動くのだろうか」(132-134頁)

とまとめている。ここには、(1)(2)(3)の結論がまねく(隠れた)論点として、(4)「性奴隷」パラダイムを「民族言説」として批判する意図があった、と考えられる。

つまり、上野氏は、朝鮮人「慰安婦」の実態が性奴隷であり強制性を強調することが、そうではない日本人「慰安婦」との対立(分断)をもちこむ「娼婦差別」であり、「民族言説」=家父長制の強化であるばかりか、「反日ナショナリズム」への動員につながると強調しているのである。わざわざ「反日」とつけるところに、上野氏の隠れたナショナリズムが現れている。

とりわけ同書刊行当時に筆者にとって奇異だったのは(3)の「(慰安婦)が『対日協力者』として見なされるかもしれない」という指摘だった。1990年代後半当時、人身売買や慰安所経営に関わった朝鮮人を「対日協力者」とみなす指摘はあっても、「慰安婦」被害女性を「対日協力者」とみなす指摘はなかったからである。当時、問われてもいない「慰安婦」の「対日協力」を示唆した意図は何か。対日協力の強調は、「慰安婦」も被害者にとどまらず、日本側に協力した加害者の側面を引き出すためだったのだろうか(後に朴裕河氏が朝鮮人「慰安婦」の「対日協力」を強調したのは、偶

然の一致ではないだろう)。

このような上野氏の朝鮮人「慰安婦」に対する「モデル被害者像」批判は、「娼婦差別」・家父長制に敏感な日韓の多くのフェミニストなどに一定の共感を呼び、上野氏の言う韓国「反日」ナショナリズム批判へのフェミニストや日韓の知識人などの動員にかなりの影響を与えたと考えられる(岩崎・長 2015, 3・28研究集会の擁護側の発言など)。以下に述べる朴氏もその一人である。

### 上野理論の実践としての『帝国の慰安婦』

上野氏が運動側に隠蔽されたと主張する「不純な被害者」像(換言すれば「モデル被害者像」=「無垢な被害者像」批判)を上野理論とすると、これを全面的に展開したのが、朴裕河『帝国の慰安婦』(『和解のために』含む)であった。すなわち、上野氏が「民族言説」批判をした「モデル被害者論」批判の上記の四つの論点に関して、朴氏はすべて反転させて、上野氏の言う「不純な被害者」像としての朝鮮人「慰安婦」像を描いたのである。朴氏の『和解のために』では、上野氏が言い出した「無垢な被害者像」という言葉を実際に使って、これを批判している(朴 2006, 90頁)。

すなわち朴氏は、上野氏の「民族言説」(=「性奴隷」批判)(1)~(4)に示唆されて、それぞれ(1)朝鮮人「慰安婦」は「売春業」と同じ構造のなかにあり、自発性をもった存在だと強調し、(2)徴集時に10代の少女が多かったという朝鮮人「慰安婦」の特徴を運動の創作物として否定するとともに、成人が多く「愛国心」をもった日本人「慰安婦」の特徴に限りなく接近させて朝鮮人「慰安婦」を描き、(3)朝鮮人「慰安婦」の対日協力、兵士との同志的関係を強調することによって、(4)「慰安婦」の実態を「性奴隷」であるとしたこれまでの研究(吉見氏など)を否定する朴氏独自の新しい朝鮮人「慰安婦」像を創りだしたと言えよう。朴氏の具体的な記述は

次頁を参照してほしい。とくに朴氏の場合は、朝鮮人「慰安婦」の「対日協力」と、(朝鮮人)業者主犯説の立場にたつて、朝鮮人内部の対日協力を強調することで、日本軍・政府の責任をあいまいにしているのが特徴だ。そのためにこそ朴氏は「性奴隷」という実態を否定せざるを得ないのだ。

表 上野氏の韓国「民族言説」批判の論点と朴裕河『帝国の慰安婦』との関係

上野氏の「民族言説」批判の論点	朴裕河氏『帝国の慰安婦』(日本語版及び韓国語版)の記述
(1)「娼婦差別」・「強制性」批判	<p>⇒(1)朝鮮人「慰安婦」＝「売春業」と自発性の強調へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「朝鮮人女性が慰安婦になったのは、……貧しい女性が売春業に従事するのと、同じ構造の中のことである」(韓, 112頁。日本語版に記述なし)</li> <li>・「強制連行」という国家暴力が朝鮮人慰安婦に関して行われたことはないということ、あるとすれば、どこまでも例外的な事例」(韓, 215頁。日本語版に記述なし)</li> <li>・「自発的に行った人もいた『慰安婦』像を韓国が受け止めえなかったのは、そういうことの延長線上のことである」(299頁)</li> </ul>
(2)「日本人「慰安婦」との分断」批判	<p>⇒(2)徴集時に10代の少女が多かったという朝鮮人「慰安婦」の特徴を否定し、成人が多く「愛国心」をもった日本人「慰安婦」の特徴への限りなき接近</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「韓国での慰安婦のイメージが「少女」に定着したのは、……韓国の被害意識を育て維持するのに効果的だったための、無意識の産物だったと考えられる」(65頁)「少女が存在したのも、日本軍が意図した結果というより、……誘拐犯たち、……協力者たちの意図の結果と見るべきだ」(65頁)「資料や証言で見える限り、少女の数はむしろ少数で例外的だったように見える。……軍の意志よりは業者の意志の結果」(106頁)</li> <li>・「もちろん、これは日本人慰安婦の場合だ。しかし、朝鮮人慰安婦も「日本帝国の慰安婦」だった以上、基本的な関係は同じだったと見なければならぬ」(韓, 62頁, 日本語版に記述なし)</li> <li>・「朝鮮人慰安婦は同じ日本人女性としての同志の関係であった」(韓, 265頁, 日本語版に記述なし)</li> </ul>

<p>(3) 「対日協力の 隠蔽」批判</p>	<p>⇒(3) 朝鮮人「慰安婦」の対日協力・同志的な関係の強調へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「千田（夏光）は「慰安婦」を兵士と同じように、戦争遂行を自分の身体を犠牲にしながら助けた〈愛国〉的存在であると理解している。……このような千田の視点は、その後に出たどの研究よりも、「慰安婦」の本質を正確に突いたものだった」（25頁）</li> <li>・「朝鮮人慰安婦と日本兵士との関係が構造的には「同じ日本人」としての〈同志的關係〉だった」（83頁）</li> <li>・「日本に協力した記憶、それもまた彼女たちを帰れないようにしたものではなかっただろうか」（韓，206頁）</li> <li>・「そのような人々は、彼女たちが日本の着物を着て、日本の名前を持った「日本人」として日本軍に協力したことを知ったら、同じ指で指して彼女たちを非難するだろうか」（155頁）</li> <li>・「朝鮮人慰安婦」は、被害者であったが、植民地人としての協力者でもあった」（韓，206頁，日本語版に記述なし）</li> </ul>
<p>(4) 「性奴隷」 パラダイム 批判</p>	<p>⇒(4) 「性奴隷」の否定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・田村泰次郎「春婦伝」のトラックに乗って移動する慰安婦に対し『「移動の自由」も示している』（79頁）</li> <li>・「朝鮮人慰安婦は、……まぎれもない日本の奴隷だった。……しかし慰安婦＝「性奴隷制」が〈監禁されて軍人たちに無償で性を搾取された〉ということの意味する限り、朝鮮人慰安婦は必ずしもそのような〈奴隷〉ではない。たとえそういう状況にいたとしても、それが初めから「慰安婦」に与えられた役割ではないからだ」「何よりも、「性奴隷」とは、性的酷使以外の経験と記憶を消してしまう言葉である。慰安婦たちが総体的な被害者であることは確かでも、そのような側面のみに注目して、「被害者」としての記憶以外を隠蔽するのは、慰安婦の全人格を受け入れないことになる。それは慰安婦たちから、記憶の〈主人〉になる権利を奪うことでもある。他者が望む記憶だけを持たせれば、それはある意味、従属を強いることになる」（143頁）</li> </ul>

注) 朴裕河『帝国の慰安婦』は日本語版より韓国語版の方がよりあからさまな記述なので、日本語版にない場合は、韓国語版を鄭（2016，資料3）より引用した。韓とある場合は、韓国語版である。

その意味で、朴氏は、上野理論（「モデル被害者」論批判）の忠実なフォロワーであるとともに、粗雑な実践者なのである。両者の違いは、例えば、上野氏が朝鮮人「慰安婦」のほとんどは少女ではなかったなどとは言わないのに、朴氏は「証拠」を創りだしてまで少女像否定（金 2015）に踏み込んだことである。

日本の知識人・メディアは、朴裕河氏の描いた以上の(1)(2)(3)(4)の朝鮮人「慰安婦」像をこぞって「多様性」として賞賛したことになる。朴裕河氏の朝鮮人「慰安婦」像が上野理論の実践なので、納得できる現象である。

しかし致命的なのは、朴氏の主張が歴史修正主義者並みの学問的手続きのずさんさによって信頼できないことである（金・板垣 2015, 鄭 2016など）。また、上野氏も（朴氏と同様に）日本人「慰安婦」を「売春パラダイム」でとらえ性奴隷ではないという認識が前提になっている。この認識は、当時の韓国挺対協でも同様であった。これは1990年代当時、日本人「慰安婦」研究が進んでいなかったことが背景にあることも考慮しなければならないだろう。日本人「慰安婦」に関する本格的な専門書が刊行されたのは2015年になってからである（「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクション・センター編 2015）。

### 「モデル被害者論」の「政治的効果」

やっかいなのは、こうした上野理論への批判が、次の意味で難しくなるという「政治的効果」があることだ。

第一に、「モデル被害者」像は韓国女性運動がつくった「民族言説」であると決めつけられているので、政策的な裏付けがあり、その多くが未成年であった朝鮮人「慰安婦」の民族別の特徴や、慰安所では性奴隷であり強制だったことを言えなくさせる「政治的効果」である。

しかし、これまでの「慰安婦」制度研究は、日本人「慰安婦」も朝鮮人「慰安婦」も多様であったが、両者には以下の特徴があったことを明らかにした（吉見1995、金・板垣2015）。日本人「慰安婦」の徴集にあたっては、日本政府が「銃後の国民、特に出征兵士遺家族に好ましからざる影響を与える」と判断したことから「満21歳以上で、性病のない、売春女性」に制限したため、朝鮮などの植民地からの徴集では「未成年、性病のない、非・売春女性」、すなわち未婚（・寡婦）の朝鮮人女性が対象になった。それは、植民地からの徴集が国際法の抜け道であったこと、日本軍将兵の性病対策として「性病のない、年若き慰安婦」を必要としたなどの理由があった。朝鮮人「慰安婦」の特徴を生み出したのは、植民地支配の構造的暴力だったのである。つまり、日本人／朝鮮人「慰安婦」間の民族的特徴や分断は、戦時中の日本政府・日本軍の民族分断的な女性徴集政策がつくったのであって、それから半世紀たった運動が特徴や分断をつくったのではない。慰安所では日本人も朝鮮人も「性奴隷」であったことは前述のとおりである。

第二に、日本軍・日本政府による植民地支配や侵略戦争、民族差別・女性差別よりも、韓国の「慰安婦」解決運動や世論の方に重大な問題があるかのように、責任を転化する「政治的効果」である。これは、上野氏によって「娼婦差別」につながるとされた韓国女性運動の「反日ナショナリズム」に動員されるかのような、一見フェミニズム的にみえる韓国女性運動批判に動員される構図にもなっている。つまり上野理論への批判者は、ナショナリストにされてしまうのだ。

しかし、問題なのは、自らの「ポスト／帝国のナショナリズム」「ポスト／帝国のフェミニズム」に無自覚なまま、ナショナリズム一般への全面否定を可能にするばかりか、韓国の被害者や支援運動、世論の問題解決を求める訴えを「反日」「ナショナリズム」など切り捨て、無化させること

だ。ここには、「慰安婦」問題を解決できない責任を韓国側に押しつけ、日本側の責任を軽くしたいという政治的欲望が隠れているのではないか。

もちろん民族別に異なる「慰安婦」の性格や特徴が、1990年代の韓国挺対協によって、日本人「慰安婦」に対する「娼婦差別」的な言説につながったとすれば、自己批判しなければならない。しかし韓国挺対協の運動は今日にいたるまで四半世紀も自己変革しながら続いており、2000年代からは韓国基地村女性、ベトナム戦争時の韓国軍による民間人虐殺・性暴力、コンゴなど世界各地の性暴力に対して、ナショナリズムをこえた連帯・支援を積極的に行っている。いつまでも1990年代のイメージをもって、韓国挺対協を批判し続けていいのだろうか。

にもかかわらず、上野氏(1998a, 2012)、その劣化版とも言うべき朴氏(2006, 2014)の著作が日本で影響力をもつことで、旧態依然の〈挺対協＝「反日」〉言説が再生産され続けるのである。

#### 4. 『帝国の慰安婦』をめぐる上野—吉見論争——3・28研究集会を中心に

以上のように、『帝国の慰安婦』（『和解のために』含む）が上野理論の実践である以上、上野氏が朴氏の「慰安婦」言説を擁護するのは必然であった。歴史修正主義者を「実証史学の立場」などと持ち上げた上野氏は、朴裕河氏のずさんな学問的手続きにも無頓着だ。上野氏にとっては、「多元的な歴史」を描いた実践と映ったからであろう。実際に上野氏は同書を「多様な慰安婦像」<sup>6)</sup>を語ったと肯定的に評価している。

さらに、朴氏への刑事起訴に抗議した上野氏も含めた54人声明（2015年11月26日）でも、同書は「多様性を示すことで事態の複雑さと背景の奥行

6) 上野千鶴子「読書日記 力の非対称が生む性暴力」『毎日新聞』2016年2月16日付。

きをとらえ、真の解決の可能性を探ろうという強いメッセージ」(下線引用者、以下同じ)と高く評価した。しかし「元慰安婦の方々の名誉が傷ついたとは思えず」の一文は波紋を呼んだ。

これに対して、2015年12月9日に韓国内外(日本含む)の研究者・活動家ら380人が声明「〈帝国の慰安婦〉事態に対する立場」を出した。日韓380人声明は、刑事責任を問うのは適切ではないとしながらも、検察の起訴が被害女性によってなされた点を考慮すべきであり、問題の本質が被害女性への人権侵害ではなく学問と表現の自由へと焦点が移ったことを憂慮した。さらに同著が「充分な学問的裏付けのない叙述によって被害者たちに苦痛を与える本」であると批判した。

このようななか、『帝国の慰安婦』への評価をめぐって、2016年に3・28研究集会が開催され、同著に対して擁護派、批判派からそれぞれ報告とコメント、リプライがあった<sup>7)</sup>。その後の指定発言者10人のなかから登場し

---

7) 2015年末に外村大氏(東京大学)の呼びかけにより、筆者、中野敏男氏(当時・東京外国語大学)、西成彦氏(立命館大学)、本橋哲也氏(東京経済大学)が実行委員を結成した。当日の司会は、板垣竜太氏(同志社大学)、蘭信三氏(上智大学)が行い、『帝国の慰安婦』に対して、擁護的な「西・本橋推薦枠」(以下、擁護派)から西氏、岩崎稔氏(東京外国語大学)、浅野豊美氏(早稲田大学)、同書に批判的な「金・中野推薦枠」(Bグループ。以下、批判派)から鄭栄桓氏(明治学院大学)、梁澄子氏(「慰安婦」問題解決全国運動共同代表)、小野沢あかね氏(立教大学)が報告・コメントをした。まず報告を西氏・岩崎稔氏、鄭栄桓氏がそれぞれ行い、コメントを後者に対して浅野氏が、前者に対して梁澄子氏・小野沢氏が行い、応答があった。その後、指定発言者各5人ずつを出し、「西・本橋推薦枠」から木宮正史氏(東京大学)、太田昌国氏(評論家)、上野千鶴子氏(東京大学)、李順愛氏(研究者)、千田有紀氏(武蔵大学)、「金・中野推薦枠」から吉見義明氏(中央大学)、韓国から金昌禄(キム・チャンノク)氏(慶北大学校)、北原みのり氏(作家)、金富子、中西新太郎氏(元横浜市立大学)が意見を述べたうえで、報告者・コメンテーターを含めて、総合討論が行われた。

たのが、上野氏（擁護派）、吉見氏（批判派）だった。10人が意見を述べたうえで、報告者・コメンテーターを含めて、総合討論が行われた。研究集会では両者の主張が歩み寄ることはなく、平行線のまま終わった。この全記録は、日・韓・在日の知識人が『帝国の慰安婦』をどう読んだのか、何がどうすれ違っているのかに関する最適なテキストになっている<sup>8)</sup>。

この研究集会で上野氏と吉見氏は、直接的な「上野—吉見論争」をしたわけではない。しかし『帝国の慰安婦』をどう読むのかは、「慰安婦」制度／問題と歴史学との関係をどう考えるのかと密接な関係があり、「上野—吉見論争」の場外戦・延長戦的な意味があると考え、吉見氏と上野氏の主張をみていきたい。これまで両氏の同書への評価にまとまったものはなく、今回、短いとはいえ、ほぼはじめての評価が下された。

### 吉見氏の『帝国の慰安婦』評価

まず吉見氏は、『帝国の慰安婦』は「日本軍・日本政府を免責するだけでなく、被害者の被害回復を求める挺対協や、あるいは被害者支援運動を批判するもの」、 「また私自身も批判の対象になっている」として、「学問的な立場」から次の3点にわたって反論した。

第一に、吉見氏は、業者に法的責任があるが日本軍・日本政府に法的責任がないと断定した朴氏は、戦時の構造的性暴力についての「構造的認識ができていない」と批判した。

第二に、吉見氏は、朴氏が「慰安婦」の主体性を「誤って論じている」

---

8) 土田修氏（東京新聞）のレポート「朴裕河氏の「帝国の慰安婦」をめぐる擁護と批判で初の討論会」が韓国語、日本語で公開されている（日本語版は、<http://japan.hani.co.kr/arti/international/23951.html>）。また岡本有佳氏の報告「問われているのは日本社会だ～『帝国の慰安婦』をめぐる議論（3・28研究集会）から」『放送レポート』261号、2016年7月8日）がある。

と問題提起しながら、「女性たちが絶望的な状況の中で、いかに生き延びようと苦闘したのかという視点が欠けて」おり、兵士と「慰安婦」が同志的な関係という結論には「非常に大きな飛躍がある」と指摘した。

とくに小野田寛郎氏の証言を根拠に、女性たちが商売熱心に軍人に「媚び」、「明るく」振る舞い、「楽しそう」にもしていたとしたら「それは彼女たちなりに、『国家』に尽くそうとしてのこと」（朴 2014, 231頁）と述べたことに対して、吉見氏は「小野田氏がそう感じた」だけのことであり、それを事実として用いる場合は朴氏が「帝国陸軍の将校と同じ目線で論じている」ことだとし、仮に女性がそう振る舞ったとしても「そのようにしないと生きていけないから」ではないかと指摘した。

第三に、吉見氏は、「（朴氏は）資料や証言が語っていることとは逆の結論を導き出している」ので、同書は「研究書としては失格」と痛烈に批判した。

吉見氏の指摘のうち2点目は、上野—吉見論争の論点の一つだったオーラル・ヒストリー論にかかわるが、証言への史料批判の必要性とともに、誰がどの立場で何を語ったのかという「証言の立場性」を指摘するものだった。「兵士の証言」は「兵士の現実」を語っているのであって、「慰安婦の現実」を語っているとは限らないからである。

### 上野氏の『帝国の慰安婦』評価

一方、上野氏は、第一に、擁護派を「一枚岩に見えるようなパフォーマンス」はやめてほしい、自分たちは「多様」であり、自分は「本書は避けて通れない書物だ」と書いたが「優れているとは一言も言っていません」と弁解したうえで、「基本的な立場は、書物を法廷に立たせない」ことだと述べた。

第二に、同書に対しては「脇が甘い」「誤読を招く」点はいっぱいある

としながら、次のように同書への評価を語った。長くなるが、引用したい。

(同書の) もっとも評価すべき点は、植民地支配の罪をつきつけたところだと思っています。その点では、鄭(栄垣)さんのような「業者主犯説・軍従犯説」という読みはまったく誤読であると。そのようには書かれていないというふうに思います。むしろ植民地支配の罪を一貫してつきつけた点において、これまでのすべての「慰安婦」論のなかで、日本人としての痛覚をもっとも強く呼び起こすものだとすら思っております。

そういう意味では、……むしろ戦時性暴力の普遍性に対して、植民地女性という差異を持ち込んだ、韓国の慰安婦は他の占領地の慰安婦とは違うのだと。(朝鮮人慰安婦は)和装、和名、日本語を使わされた、いわば日本女性の代替だったと書いてありました。朝鮮人女性が、日本人女性の二流の身代わりであったという点は、彼女が一貫して強調してやまないことだと思います。そういう点で、この問題を私たちが次にどのようにのりこえて行くのかについては、公的記憶、植民地のマスターナラティブが非常に大きく支配していると思います。

上野氏は、発言の冒頭で「優れているとは一言も言っていません」と弁解したが、「植民地支配の罪をつきつけた」点で「これまでのすべての『慰安婦』論のなかで、日本人としての痛覚をもっとも強く呼び起こすもの」と高く評価していることになる。また「業者主犯説・軍従犯説」という読みは「誤読」だと批判した。

さらに上野氏は、第三に、日本のフェミニスト、ジェンダー研究者が同書进行评估するのは、「もちろん被害者のエージェンシーをすくい取るため」

だが「加害者の免責には決してつながらぬ」と強調したうえで、「その背後にあるのは、構造的な暴力、植民地支配における帝国の構造的な暴力のもとにおける自発性の問題」だと指摘した。

### 『帝国の慰安婦』と吉見氏・上野氏の論点

以上のように短い発言であったが、吉見氏・上野氏の『帝国の慰安婦』評価が真逆であることがわかる。2人の論点を整理しよう。

第一に、学問的手続きに関して、吉見氏が「資料や証言が語っていることとは逆の結論」を導きだしているので「研究書としては失格」と致命的な評価を下したのに対して、上野氏は「脇が甘い」「誤解を招く」と述べる程度で寛容であった。上野氏はあいかわらず、歴史学に求められている学問的手続きに関して、よくわかっていないのではないか。このことは、前述のように、高群の「史料の改竄、意図的な創作」があっても「女性解放の志」がある場合は、上野氏が「理解を示」したことを想起させる。高群の「女性解放」にあたるのが、朴氏の「植民地支配の罪」あるいは「被害者のエージェンシー」ということになろう。

第二に、「慰安婦」制度の責任の主体に関してであるが、同書が「業者主犯説・軍従犯説」と主張したことに関して、吉見氏はそう読み取り「（朴氏は）構造的認識ができていない」と批判したのに対して、上野氏は「まったく誤読」であると真反対の「読み」をし、「むしろ植民地支配の罪をつきつけた」と高く評価した。上野氏の言う「植民地支配の罪」とは何なのか分かりにくいだが、「戦時性暴力の普遍性に対して、植民地女性という差異を持ち込んだ」「朝鮮人女性が、日本人女性の二流の身代わりであった」というのであれば、これまでの研究でもたびたび指摘されてきたことだった（吉見1995、金2011など多数）。

第三に、吉見氏の言う「慰安婦」の「主体性」、あるいは上野氏による

「エージェンシー」「自発性」に関する問題である。上野氏の言う「エージェンシー」「自発性」が同書のどの部分をさすのか具体的に述べられていない（時間の関係上もあったと思うので、ぜひ上野氏に本格的な『帝国の慰安婦』論を期待したい）。一方、吉見氏は、朴氏が主体性を「誤って論じている」と問題提起し、朴氏が引用した小野田寛郎氏の証言を根拠にオーラルヒストリー論に踏み込んだ。被害者の「主体性」「エージェンシー」「自発性」をどのように証明するかという問題である。

吉見氏は、朴氏が「兵士の証言」をもって「被害女性の現実」を証明しようとしたが、それは「兵士の目線」とそれを内在化した「朴氏の目線」にすぎないと批判したのである。そのためには「証言（者）の立場性」の検証、証言への史料批判は、不可欠だからである。上野氏のオーラスヒストリー論、朴氏の著作に足りない点はこの点であろう。こうした「証言（者）の立場性」検証や史料批判を抜きにして、都合よく描かれた「慰安婦」像は「多様な慰安婦像」ではありえない。

また研究集会では、被害女性9人による朴氏への名誉毀損裁判も争点の一つだった。上野氏は『帝国の慰安婦』では被害者の「エージェンシー」「自発性」を強調したにもかかわらず、『帝国の慰安婦』に「傷ついた」ために裁判を起こした被害者に対しては一転して「元慰安婦の方々の名誉が傷ついたとは思えず」（54人声明）と述べて被害者を上から目線で判定したが、裁判を起こした彼女たちの「エージェンシー」「自発性」を無視するのはいかがなものか。

一方、共通したのは、第四に、両者が期せずして「構造的な暴力」について述べた点である。吉見氏は「戦時の構造的性暴力」、上野氏は「植民地支配における帝国の構造的な暴力」をあげた。ただし吉見氏は朴氏に欠落していると批判し、上野氏は朴氏が明らかにしたかのように評価したので、真逆である。未成年が多いという朝鮮人「慰安婦」の特徴は、まさに

上野氏の言う「帝国の構造的暴力」「植民地支配の罪」に当たるが、上野氏には、この特徴を否定する朴氏の主張を支持する理由をぜひとも説明してほしいものである。

いずれにせよこれらの課題は、『帝国の慰安婦』というより、「慰安婦」問題に関して、今後さらに具体的で深化した研究や議論が求められるだろう。

### おわりに

上野—吉見論争を上野氏側にたって解説した成田龍一氏は、吉見氏の上野氏への応答が「(上野氏が追及する) 背後の枠組みを問わずに、たんねんに、自らに向けられた『誤解・歪曲』を指摘し、上野の議論の錯誤と矛盾を細かに突く。……吉見は、提示された論点を、歴史学の方法・認識に向けられたものとはせず、個的で個別の見解と評価、視点の相違として扱い、『現代歴史学』の枠内で応答した」(成田 2011)。つまり吉見氏は、上野氏の提出した「歴史学の方法・認識」という論点に応答していない、と述べた。

しかし、社会学者からの歴史学への介入に対して、歴史学者が自らの専門領域である歴史学の立場から応えたとして、どういう問題があるのだろうか。本稿もまた「上野の議論の錯誤と矛盾」を突いたにすぎないとされるかもしれない。上野氏は「ジェンダー史からの歴史学への挑戦」と述べたが、筆者もまたジェンダー史研究者として応答したつもりである。

吉見氏が、3・28研究集会での自らの発言の最後に「論争を超えて、被害者の被害回復と賠償という一点で共通の認識が持てれば、激しい論争をしても構わない」「そういう共闘をするべきではないだろうか」と提言したことに、耳を傾けて行きたい。

## 引用・参考文献

- 岩崎稔・長志珠絵 (2015) 「慰安婦」問題が照らし出す日本の戦後」成田龍一・吉田裕編『記憶と認識のなかのアジア・太平洋戦争』岩波書店
- 上野輝将 (2005) 「『ポスト構造主義』と歴史学——「従軍慰安婦」問題をめぐる上野千鶴子・吉見義明の論争を素材に」『日本史研究』509号
- 上野千鶴子 (1997) 「記憶の政治学」『インパクション』103号
- (1998a) 『ナショナリズムとジェンダー』青土社
- (1998b) 「ジェンダー史と歴史学の方法 (パネル1)」
- (1998c) 「ポスト冷戦と『日本版歴史修正主義』日本の戦争責任資料センター編『シンポジウム ナショナリズムと「慰安婦」問題』青木書店, 所収。
- (1999) 「『民族』か『ジェンダー』か? 強いられた対立」『季刊戦争責任研究』第26号
- (2006) 「あえて火中の栗を拾う」(朴裕河『和解のために』) 平凡社, 所収)
- (2012) 『ナショナリズムとジェンダー 新版』岩波書店
- 韓国挺身隊問題対策協議会・挺身隊研究会編著 (1993) 『証言 強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち』従軍慰安婦問題ウリヨソネットワーク訳, 明石書店
- 金富子 (2007) 「『慰安婦』問題と脱植民地主義—歴史修正主義的な『和解』への抵抗」『インパクション』51号
- (2011) 『継続する植民地主義とジェンダー』世織書房
- (2013) 「『国民基金』の失敗—日本政府の法的責任と植民地主義」「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクション・センター編『「慰安婦」パッシングを越えて』大月書店
- (2015) 「新しさを装った歴史修正の動き」『週刊金曜日』1067号 (2015.12.11)
- 金富子・中野敏男編著 (2008) 『歴史と責任』青弓社
- 金富子・板垣竜太責任編集 (2015) 『Q&A 朝鮮人「慰安婦」と植民地支配責任』御茶の水書房
- 「戦争と女性への暴力」リサーチ・アクション・センター編, 西野瑠美子・小野沢あかね責任編集 (2015) 『日本人「慰安婦」愛国心と人身売買と』現代書館
- 宋連玉 (2015) 「金学順さんは妓生学校出身者だから被害者ではない?」金富子・板垣竜太責任編集 (前掲書)
- 鄭栄桓 (2016) 『忘却のための「和解」——『帝国の慰安婦』と日本の責任』世織書房
- 成田龍一 (2011) 「上野千鶴子と歴史学の関係について, 二, 三のこと」『現代思想』Vol. 39-17

- 日本の戦争責任資料センター編 (1998) 『シンポジウム ナショナリズムと「慰安婦」問題』 青木書店
- 秦郁彦 (1999) 『慰安婦と戦場の性』 新潮社
- 朴裕河 (2006) 『和解のために』 平凡社
- (2014) 『帝国の慰安婦』 朝日新聞出版
- 文玉珠, 構成: 森川万智子 (1996) 『文玉珠 ビルマ戦線楯師団の「慰安婦」だった私』 梨の木舎
- (2015) 『文玉珠 ビルマ戦線楯師団の「慰安婦」だった私 (新装増補版)』 梨の木舎
- 吉見義明 (1995) 『従軍慰安婦』 岩波書店
- (1998a) 「『慰安婦』問題と近現代史の視点」(日本の戦争責任資料センター編『シンポジウム ナショナリズムと「慰安婦」問題』 青木書店, 所収)
- (1998b) 「『従軍慰安婦』と歴史像——上野千鶴子氏に答える」(同前書)

〈韓国語文献〉

- 나카노 도시오 · 김부자 (2008) 『역사와 책임: 위안부 문제와 1990년대』 선인
- 손중업외 (2016) 『제국의 변호인 박유하에게 묻다 ~제국의 거짓말과 위안부의 진실』 말
- 이타가기 료타 · 김부자 배영미외 옮김 (2016) 위안부' 문제와 식민지 역사책임』 삶 창
- 우에노 지즈코, 이선이 옮김 (1999) 『내셔널리즘과 젠더』 박종철출판사
- 우에노 지즈코, 이선이 옮김 (2014) 『위안부를 둘러싼 기억의 정치학 ~ 다시 쓰는 내셔널리즘과 젠더』 현실문화
- 정영환, 임경화 옮김 (2016) 『누구를 위한 화해인가 ~제국의 위안부의 반역사성』 푸른역사

